## 習志野市光輝く高齢者未来計画2024(高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)(案)へいただいたご意見と市の考え方

- 1.パブリックコメント結果の概要
- (1)パブリックコメント実施期間:令和5年12月1日から12月28日
- (2) 意見提出者人数:4人
- (3) 意見件数: 29件

## 2. 意見と市の考え方

No.	ペーシ	;	項目	意 見	市の考え方
	53	第2編章	介護サービスの提供 体制の整備	ています。 しかし、現状の入所希望者299人に対しては不十分であり、高 齢化が更に進むことを考慮すれば更に入所は困難となり、希望 者が満足する状態になるとは考えられず、この計画では積極的な 整備推進が行われているとは言えません。以下に本件の整備推 進についての行政の考えを問います。 ①100人の定員増を目標とした理由は何ですか。 ②100人の定員増で入所希望者の入所がどの程度緩和される と考えていますか	①特別養護老人ホームの人員配置基準を踏まえ、効率的な運営となる定員数が100人であること、また、千葉県内における定員数が100人以上の特別養護老人ホームのうち72.3%の施設が定員数100人であること等を踏まえ、新規整備数を100床分としました。②入所定員数と同程度減少するものと見込んでおります。③介護給付費の増加に伴う介護保険料の値上げ(市民負担の増加)が課題となると考えております。 ④本計画においては複数の部署における様々な施策を掲載しているため、各施策の内容については簡潔な記載としております。このことから、具体的な検討内容についてはパブリックコメント案では記載しておりませんが、介護保険料の計算過程については、現行の第8期計画書190ページから196ページまでの「第1号被保険者の保険料推計(計算経過)」においてお示しているように、第9期計画においても同様にお示しいたします。

No.	ページ	項目	意 見	市の考え方
2	2 55	第2編 第1章 体制の整備	ムの新規整備予定数は2事業所(定員36人)」としていますが、 いずれも民間事業者からの提案となっており、行政の関与及び取 組みに関する記述がなく、民間任せの感が不めません	①前計画となる第8期計画により整備していることから含めております。 ②認知症高齢者が地域で過ごすための一つの施策であることから、住み慣れた地域で安心して生活することに資するものと捉えております。 ③認知症高齢者グループホームの施設整備につきましては、千葉県の補助金制度を活用した補助を実施しております。今後につきましても、県の補助金制度を引き続き活用してまいります。

N	lo.	ページ	項目	意 見	市の考え方
	3		第2編 第1章 体制の整備	な内容を盛り込むべきだと考えます。秋津地区にも小規模多機能型居宅介護を設置する計画を盛り込んでください。 小規模多機能型居宅介護が在宅での介護を要望する利用者に必要な理由は「通所、訪問介護、ショートステイについて1つの事業所で実施しており、利用者が複数の事業者を調査し、選択する手間が無く、1箇所で自分に有ったサービスの組合せを自由	現在、小規模多機能型居宅介護事業所については、市内に3か所あり、登録定員につきましては、1事業所あたり29人、3か所合計87人であります。これにつきまして、令和5年10月時点での利用者数は66人であり、定員に対する割合は75.8%となっております。このうち、秋津地区にお住まいの方の利用者は3人であります。 小規模多機能型居宅介護については、市内全域での利用が可能であることから、既存の事業者による対応が可能であると考えております。また、令和6年11月には、実籾本郷地区に看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設予定となっていることを踏まえ、第9期計画における新規整備の予定はありません。 なお、秋津地区における高齢化率は他の地区と比較して高い状況にありますので、今後のサービス利用の動向に注視してまいります。

No.	ページ	項目		意 見	市の考え方	
4	4   57   第2編   高齢者の住まいの確   基本施策   -2高齢者住まいの確保   「( )高齢者の多様な住まいの確保」の《今後の		基本施策の計画(目標値)の決定根拠を教えてください。 基本施策1-2高齢者住まいの確保 「(1)高齢者の多様な住まいの確保」の《今後の取り組みと目 標》の「高齢者人口に対する確保割合(%)」(P57)	千葉県における「第4次千葉県住生活基本計画(令和3年度~令和12年度)」において、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を令和12年度までに3.5%とすることを目標としており、これと同様としたものです。なお、千葉県における目標設定の根拠については公表されておりません。		
5	57	第2編 第 I 章 I – 2	保	(1) 高齢者の多様な住まいの確保(P57) 高齢者の住まいについて《今後の取り組みと目標》では、「令和 12年度までに高齢者人口の3.5%以上を確保する」としていま すが、その目標数値の根拠が記載されていません。 ①数値目標の「3.5%以上」はどの様な根拠に基づいて決定さ れたのですか。 ②数値目標の「3.5%以上」を達成すれば、「住まいの確保」は 満足できると考えているのですか。	①千葉県における「第4次千葉県住生活基本計画(令和3年度~令和12年度)」において、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を令和12年度までに3.5%とすることを目標としており、これと同様としたものです。なお、千葉県における目標設定の根拠については公表されておりません。 ②千葉県の計画期間が令和12年度までであることから、その時点における確保状況等を把握しつつ確認することが必要であると認識しています。 なお、数値の根拠については計画書に記載いたします。	

No.	ページ		項目	意 見	市の考え方
6	60- 63	第2編章 1-4	介護給付の適正化	基本施策の計画(目標値)の決定根拠を教えてください。 基本施策1-4介護給付の適正化 ①「(1)介護認定の適正化」の《今後の取組みと目標》の「認定 審査会委員現認者研修」、「認定調査員現認者研修」(P60) ②「(2)ケアプランの点検」の《今後の取組みと目標》の「運営 指導実施事業所数」、「ケアプラン点検件数」、「集団指導実施 回数」(P61)	①介護認定の適正化について 介護認定の適正化においては、介護認定審査会で審査を行う委員及び認定調査を行う 調査員のスキルアップが重要と考えることから、認定を行う上での着眼点や注意事項などを 振り返る機会としての各研修の受講人数を目標として設定したものです。 「認定審査会委員現認者研修」については、近年の受講状況を踏まえ、段階的に受講者 数を増やす目標値を設定したものです。(令和4年度17人に対して令和6年度25人、令和 7年度27人、令和8年度30人) 「認定調査員現認者研修」についても同様に、近年の受講状況を踏まえ、段階的に受講者 数を増やす目標値を設定したものです。(令和4年度14人に対して令和6年度20人、令和 7年度25人、令和8年度30人) ②ケアプランの点検について 「運営指導実施事業所数」については、ケアプラン点検の機会の1つとして、居宅介護支援 事業所等に対して定期的に実施する運営指導の場を活用することから、目標に掲載しております。目標値は、各事業所について市の指定有効期間(6年)のうち1回以上実施することを前提に、事業所数を踏まえた目標(約40事業所・6年=7事業所)を設定したものです。 「ケアプラン点検件数」については、点検の実施状況を捉えるものとして、目標に掲載しております。目標値は、近年の傾向を踏まえ、各年度200件を設定したものです。 「集団指導実施回数」については、ケアプラン作成能力向上の機会の1つとして、目標に掲載しております。目標値は、大きな法改正があった場合に実施するものとして、各年度1回を設定したものです。
5	60	第2編 第1章 1-4	介護給付の適正化	(1)介護認定の適正化(P60)について ①介護保険認定申請の受付実績件数だけでなく、各年度の認定件数も併記すべきです。 ②令和2~令和4年度の各年度の要介護の認定件数はいくらですか。	①介護認定における業務の規模を表すために、申請の受付件数を標記しております。 ②なお、令和2年度から令和4年度の認定件数(審査件数)は以下のとおりです。 令和2年度 3,356件 令和3年度 3,629件 令和4年度 4,393件 ※令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の予防対策がとられており、一部 審査会を経ずに認定する対応がとられています。

No.	ページ		項目	意 見	市の考え方
8	61	(2)ケアプランの点検(P61)について 運営指導実施事業所数だけではなく、事業所の全数又は実施 割合を併記すべきです。 ①令和2~4年年度の全事業所数はいくらですか。 ②《今後の取り組みと目標》の令和6~8年度の「ケアプラン点検 件数(各年度200件)」は令和2~4年度の実績(令和3:322,令和3:257,令和4:217)より少ないのは何故ですか。そして、各年度の点検件数を200件とした理由は何ですか。 ③「集団指導」とは、誰に対して、何を、指導しているのですか。そして、その指導によって、これまでどのような成果がありましたか。 ④《現状》の令和3及び4年度の「集団指導実績回数」がOになっていますが、何故ですか。		運営指導実施事業所数だけではなく、事業所の全数又は実施割合を併記すべきです。 ①令和2~4年年度の全事業所数はいくらですか。 ②《今後の取り組みと目標》の令和6~8年度の「ケアプラン点検件数(各年度200件)」は令和2~4年度の実績(令和3:322,令和3:257,令和4:217)より少ないのは何故ですか。そして、各年度の点検件数を200件とした理由は何ですか。 ③「集団指導」とは、誰に対して、何を、指導しているのですか。そして、その指導によって、これまでどのような成果がありましたか。 ④《現状》の令和3及び4年度の「集団指導実績回数」がOに	運営指導については、各事業所について市の指定有効期間(6年)のうち1回以上実施することを前提に、事業所数を踏まえた目標(約40事業所÷6年≒7事業所)を設定しております。 ①各年度末における居宅介護支援事業所の数は次のとおりです。令和2年度:41事業所令和3年度:40事業所令和4年度:40事業所②ケアプラン点検は、審査支払業務を委託している国保連合会からの介護給付費点検情報及びケアプラン分析情報等の提供を受けた実施が主となっております。提供される情報は、国保連合会の確認において疑義が生じたものとなりますが、ケアプラン点検を継続するなかで、疑義が生じる件数は減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、本市の点検については令和6年度から令和8年度までの各年度の目標を200件としたものです。 ③集団指導においては、居宅介護支援事業所等の担当者に対して法改正の内容や制度の趣旨を周知し、普及啓発を図っております。 ④令和3年度及び令和4年度にについては、新たに案内を行う大きな法改正がなかったことから、実施しなかったものです。
9	62	第2編 第1章 1-4	介護給付の適正化	(3)住宅改修等の点検 (P62) について ①《現状》には、審査手順、申請方法や点検内容の説明だけでな く、申請件数と給付実績を掲載すべきです。 ②住宅改修などの申請件数及び給付実績はどの様になっていま すか。	①住宅改修等の点検については、できる限り簡潔な説明に努めるなか、取り組み内容が重要と捉え、件数については記載しておりません。 ②令和4年度における住宅改修費の給付件数は469件、福祉用具購入費の給付件数は555件となっております。
10	62	第2編 第1章 1-4		(4)縦覧点検・医療情報との突合(P62)について 《現状》には、総覧点検等の実施状況(実施率)は記載されて いますが、点検等による過誤申請の実績の記載がありません。 ①令和2~4年度の過誤申請はなかったのですか。 ②過誤申請の実績を記載すべきです。	①令和2年度から令和4年度までの、縦覧点検・医療情報との突合による過誤申請の実績は次のとおりです。 令和2年度:28件 令和3年度:46件 令和4年度:25件 ②本市の取り組みとしては存在する過誤を発見し訂正することが求められる一方、過誤の存在自体は今後より少なくなっていくことが望まれます。このことから、本市の取り組みにおける実施率100%の維持が重要と捉え、記載しております。

No.	ページ		項目 意 見		市の考え方
11	# 2編		について実績があれば盛り込んで欲しい。 ICT活用や人材確保の部分で自治体での取り組みを、計画を 具体的に明記して欲しい。 医療・介護連携のDX化を国は推進しようとしているが、自治体 としても事業者へのICT推進を後押ししている姿勢が伝わった方	・地域医療介護総合確保基金について 計画案に記載の介護職員初任者研修等受講費用の一部助成は、「千葉県地域医療介護 総合確保基金」を活用して千葉県が交付する「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」 を受け実施してきた事業となっております。本市の取り組みと同基金との関連については、内 容が煩雑になるおそれがあるため、計画には記載しない方針であります。 ・千葉県の計画とのリンクについて 千葉県においては、「千葉県福祉人材確保・定着推進方針(令和元年度~令和5年度)」 が策定されています。同方針は、主に千葉県が直接実施する取り組みについて記載されて いるものであり、本市の取り組みは、同方針の趣旨に沿うものと認識しておりますが、具体的 な取り組み事項として紐づけはないものであります。 ・ICT活用や人材確保での取り組みについて ICTの活用については厚生労働省の「電子申請・届出システム」や国民健康保険中央会 の「ケアプランデータ連携システム」の利用推進について、人材確保については介護職員初 任者研修等受講費用の一部助成といった取り組みについて記載させていただいておりま す。 ・在宅患者に関わる医療関係機関と介護サービス事業所等の多職種間では、タイムリーな 情報共有ツールとしてICTの活用に広がりがみられております。今後もICTの活用を含めた 情報共有の方法について関係機関と共に協議していきます。	
12	70· 79	第2編 第2 <sup>=</sup> 1 2 <sup>-</sup> 3	・高齢者相談セン ター (地域包括支援 センター)の運営 ・医療と介護の連携 体制の構築	センターが位置づけられている。 地域のケアマネや病院のMSW(医療ソーシャルワーカー)の相 談窓口であって欲しいが、「新規の受入ができるケアマネがみつ からない」と相談しても、一緒に探すなど協力をしてもらえず、自 分たちで見つけて欲しいと言われてしまう。 専門職が期待する、介護と医療の連携相談窓口となるよう、目	高齢者相談センターでは、市民や専門職からの様々な相談に対応しております。在宅医療・介護連携推進においても、習志野在宅医療・介護連携ネットワーク、通称「あじさいネットワーク」の構成団体として、関係機関と課題や目標を共有し協議を継続していくことで、より専門職との具体的な連携が強化されていくと考えております。引き続き市民が地域での生活を安心して送ることができるよう、高齢者相談センターが介護と医療の連携相談窓口となるよう連携体制の構築に努めてまいります。機能の拡大・充実についての具体的な内容の明記につきましては、計画書全体の分量やパランス等を考慮し、各施策の内容に対応させた簡潔な表現としております。今後の取り組みとしましては、医療・介護関係者および地域住民への相談支援機能の充実に向け、高齢者相談センターが、引き続き、地域包括ケアシステムの構築のために中核的機関としての役割を果たすとともに、これまで蓄積されたネットワーク体制の強化を進めてまいります。あわせて、市域の医療・介護資源の把握、市民への周知、医療・介護関係者との共有、専門職の相談体制の構築及び関係者間の情報共有体制の強化に努めてまいります。※次の施策をご参照ください。・基本施策2-1高齢者相談センターの運営(計画書69ページ)・基本施策2-3医療と介護の連携体制の構築(計画書77ページ)

No.	ページ		項目	意見	市の考え方	
13	73- 76	第2章   支援総合事業(介護   日標》の' 多様な王体によるサービスの担い手を養成する講座   - 第2章   予防・生活支援サー   受護者と住民団体や事業所等をつかぐ機会 (P74)		基本施策2-2介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業) ①「(1)多様なサービスの担い手の創出」の《今後の取り組みと目標》の「多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講者と住民団体や事業所等をつなぐ機会」(P74) ②「(3)通所型サービス(第1号通所事業)の提供」の各サービスの計画値(P164、165) ③「(4)介護予防ケアマネジメントによる支援」の《今後の取り組	①担い手を養成する講座の中で、受講者と事業者をつなぐ機会を設けることとしております。この担い手を養成する講座の予定回数である2回を目標としています。 ②、③現行の計画値に高齢者人口の伸び率を乗じて算出したものです。	
14	73	第2編 第2章 2-2	介護予防・日常生活 支援総合事業(介護 予防・生活支援サー ビス事業)	(1)多様なサービスの担い手の創出 (P73) について ①《現状と課題》の令和2~4年度の実績表の「多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講者と事業所とのマッチング(回)」とは具体的にはどの様なことを行っているのですか。 ②その時の受講者は何人ですか。そして、行政はその受講者数で十分だと考えていますか。 ③もし、現在の受講者数が十分でない場合、どのような対応を考えていますか。	①事業所と受講修了者の双方に、養成講座終了後に事業所で就労できる旨を説明し、講座内の実習を該当事業所で実施することで、双方の理解を深めていただいております。 ②受講者は令和2年度はコロナ感染の影響で中止(0名)、令和3年度19名、令和4年度8名。緩和した基準によるサービスを提供する事業所数も伸びない中、そこに従事する人材の育成も課題があると認識しています。多様な主体によるサービスの担い手となり得る人材の確保のために、より多くの方に受講していただきたいと考えていますが、受講者数は年々減少しており、担い手の獲得は困難な状況にあると認識しています。 ③今後、受講が期待できるような地域住民の活動の場での周知活動を実施する等検討してまいります。	

No.	ページ	項目	意 見	市の考え方
15	74	第2編 第2章 支援総合事業(介護 予防・生活支援サー ビス事業)	(2) 訪問型サービス(第   号訪問事業)の提供(P74)について《現状》の「サービスの提供状況」を「前回計画(2021)の《今後の取り組み(P76)》」と比べると、下表の様に目標を大幅に下回っていますが、本計画にはその差異についての分析に関する記述が何にもありません。これでは、行政がどのような問題意識を持っているのか、市民には全く理解のしようがありません。又、令和5年度の「生活援助訪問型サービス(サービスA)の見込み人数(P162)」に比べて、令和6~8年度の計画人数が少ない理由が分かりません。	①実績が計画値を下回った要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で家族以外の人との接触を控えたことが一因と考えております。 ②令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、今後は利用が増えると想定されることから、本事業の課題は住民主体の訪問型サービス提供団体の創出であると考え、この事業については、《現状》と《今後の取り組み》に整理して記載したものです。 ③生活援助訪問型サービスの令和5年度見込み人数と令和6~8年度の計画人数の差異については、緩和した基準によるサービスを提供する事業所数が伸びない中、令和4年度までの実績を確認し、より実状にあわせた計画値となるよう調整したものです。

No.	ページ		項目	意 見			市の考え方	
16	75	第2編 第2章 2-2	介護予防・日常生活 支援総合事業 (介護 予防・生活支援サー ビス事業)	(3)通所型サービス(第1号本項も、上記(2)項と同様にり組み(P77)》」の目標を大の差異についての分析に関すは、現状の課題を市民は把握が護予防通所型サービス(遅べ)(人)運動機能向上ミニディサービス、介護予防ミニディ型サービス(遅べ)(人)住民主体による通所型サービスを提供する団体教通所型期集中予防サービス(人) ①実績が目標を大幅に下回か。 ②《現状》ではなく《現状と認分析して課題を整理して記載	に「前回計画(2 中幅に下回ってい する記述が何もる とが出来 目標(2021) 実績(本計画) 目標(2021) 実績(本計画) 目標(2021) 実績(本計画) 実績(本計画) フマいる要因は 果題》に変更し、	O2I)の( へるにも関われる)のはません。 会報3年度 8.279 6.227 168 82 0 38 36 何だと考える	《今後の取わらず、そ 。これで ************************************	①実績が計画値を下回った要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で家族以外の人との接触を控えたことが一因と考えております。 ②令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、今後は利用が増えると想定されることから、本事業の課題は住民主体の訪問型サービス提供団体の創出であると考え、この事業については、《現状》と《今後の取り組み》に整理して記載したものです。

No	. ~-	ジ	項目	意 見	市の考え方	
1'	7 77- 80	第2章 制の構筑		基本施策2-3医療と介護の連携体制の構築 「(5)在宅医療・介護関係者に関する相談支援」の《今後の取り 組みと目標》の「高齢者相談センターが果たしている役割を「高 齢者等実態調査で、「多職種連携マネジメント」と回答した事業	高齢者等実態調査の介護サービス提供事業者を対象とした調査の中で、[の相談窓口である高齢者相談センターが、多職種連携マネジメントの機能を答された割合を上回る指標を目標値といたしました。	
18	3 77	第2編 第2章 2-3	医療と介護の連携体制の構築	枠内の文言(P77)」について 枠内の上から5行目からの記述に、「アンケート調査と分析に基づいて、在宅医療・介護連携の課題を抽出を行い、そこから導いた重点項目への対応策の検討等の活動を行っています」としていますが、抽出した課題に関する記述がないため、市民にはどのような課題があるのか分かりません。そのため、課題と重点項目の関連の是非の判断が出来ません。課題を明記したうえで、課題と重点項目との関係を示すべきです。 ①どのような課題が抽出されたのですか。課題のすべてを示した上で、課題と重点項目との関係を教えてください。 ②課題の対応策と重点項目との関係を計画に示してください。	Ⅲ. 在宅医療と在宅介護の切れ目ない提供を目指した、情報共有体制の強 Ⅳ. 家族の介護負担の軽減を目指した、介護サービス活用のための情報の  〈重点項目と施策の関係〉	11L

No.	ページ		項目 意 見		市の考え方
19	77	第2編 第2章 2-3	医療と介護の連携体 制の構築	(1)地域の医療・介護の資源の把握(P77)について「医療関係機関や介護サービス事業所に関する情報を把握し、市民をはじめ、医療・介護関係者に周知しています。」と記述していますが、本当に市民には十分に周知されているのでしょうか。少なくとも、私には周知しているとは思えません。市民にはどのような情報を、どのような方法及び手段で周知しているのか明記すべきです。 ①これまでに把握した情報にはどのようなものがありますか。 ②市民にはどのような方法及び手段で把握した情報を周知していますか。 ③把握した情報及び市民への情報の周知方法と手段を計画に記載してください。	①これまでに把握した情報は、各機関の連携窓口、相談方法等であります。 ②市民に対しては「病気になっても、介護が必要になっても習志野市で暮らしたい」のパンフレット配布を行っております。また、市ホームページに「医療機関・介護に関する事業者を探す」ページを掲載し周知に努めております。 ③市民の方が病気や介護が必要となった場合に活用できるよう、「病気になっても、介護が必要になっても習志野市で暮らしたい」のパンフレットや、市民の方が医療(病院、診療所、歯科診療所、介護事業所等)や介護サービスについて、適時、調べることができるよう、パンフレットの内容を市ホームページに掲載しており、計画書の80ページ「(7)地域住民への普及啓発」の中に記載しております。
20	78	第2編 第2章 2-3	医療と介護の連携体 制の構築	(2) 任宅医療・介護連携の課題の抽出 (P78) について「「あじさいネットワーク」にて課題の抽出を行い、それに伴う部会を開催しています。」と記述していますが、抽出された課題も部会の開催回数も記述されていないので、市民にはどのような課題があるのか、又、年に何回部会が開催されているのか、などの情報が全く分かりません。 ①これまでに抽出された課題はどの様なものがありますか。 ②部会は年に何回開催されていますか。	①、③本市の在宅医療・介護連携ネットワークである「あじさいネットワーク」は、在宅医療・介護連携関係者間において連携を進めていく上で情報共有すべきことや必要と思われる事項を協議しております。協議において抽出された課題の内容は計画書77ページに記載の4つの重点項目に反映させております。 ②、③「あじさいネットワーク」部会の開催回数は、年度ごとに構成員の協議で決定しており、市として定めるものではないことから、計画書には記載しておりません。なお、令和5年度は12月末現在で6回開催しております。 ④部会は、在宅医療・介護連携関係者間で在宅医療・介護連携を進めていく上で必要と思われる事項を具体的に取り組むために設置し協議しています。市ホームページで議事録の掲載は行っておりませんが、市民と共有すべき啓発事項等の協議内容については、市ホームページ上で分かりやすく掲載し、広く周知を図ることとしております。今後も、有益な情報発信に努めてまいります。

No	ページ		項目	意 見	市の考え方
2	78	第2編 第2章 2-3	医療と介護の連携体 制の構築	局、訪問介護は同数)。医療関係機関数の増加のための検討が「習志野連携の会」で真剣に行われているとは思いますが、高齢化がますます進む今後を考えると医科の減少は非常に重大な問題です。又、記述内容はほぼ前回計画(2021)と同じで、大きな進捗が見られません。 ①現状の医療関係機関数で在宅医療と在宅介護の提供体制の市民の満足度はどの程度だと考えていますか。 ②市民が「切れ目のない在宅医療と在宅介護」を満足と感じるためには、各医療関係機関数はどの程度必要だと考えていますか。	②現状より在宅医療を提供する医療機関数を増やすことや、市民が満足と感じる医療機関数を把握することは容易ではないと受け止めております。しかし、「あじさいネットワーク」において、医療・介護関係者と連携をより強化し、地域の実情をふまえた市民の求める在宅医

No.	ページ		項目	意見	市の考え方
22	79	第2編 第2章 2-3	医療と介護の連携体 制の構築	(5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援 (P79) について 《今後の取り組みと目標》の表について、以下の件について説明してください。 ①「多職種連携マネジメント」は、どのような職種について、どのようなマネジメントを、誰がしているのですか。 ②「高齢者等実体調査」の調査対象者はどの様な人たちですか。 ③回答した事業者の割合の目標値の設定が令和7年度だけな	①「多職種連携マネジメント」における多職種とは、地域の医療・介護関係者である、医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・理学療法士・医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等のことを指しております。マネジメントにつきましては、高齢者相談センター職員(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が、多職種間の連携調整や地域資源の紹介等を実施しております。 ②高齢者等実態調査は、介護保険サービスを利用していない65歳以上の市民、介護保険の要支援認定者・事業対象者、介護保険の要介護認定者、介護保険サービスの提供事業者等を対象として実施しております。なお、調査結果につきましては、市ホームページにおいて公表しております。
23	80	第2編 第2章 2-3	医療と介護の連携体制の構築	(ソ)まし、羊足のしく関係もの無疼の仕組むが構みなれ 不計画が	令和2年に国より出された「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」にて、「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」が、都道府県主体の役割へと変更したことに伴い、取組の項目から削除しました。しかし、本事業推進のためには、他市との連携は不可欠であるため近隣市と情報交換をし連携を図っていることを記載し、今後も継続して連携を進めてまいります。現在、関係市(東葛南部6市と千葉地域)とは定期的に情報共有しております。

No.	ページ	項目	意 見	市の考え方
24	77- 80	第2編 第2章 2-3 医療と介護の連携体 制の構築	かりません。 5. 在宅して最後まで看取ってもらうとしても、医師や介護関係者の時間的拘束や負担軽減は考えなければならないです。この「あじさいネットワーク」の構成員数、活動するための日々の部会の開催状況が良く見えてきません。	習志野在宅医療・介護連携ネットワーク、通称「あじさいネットワーク」が初めて開催されたのが平成29年ですが、在宅医療・介護を取り巻く環境の移り変わりに伴い、「あじさいネットワーク」で協議している内容や部会の数も変わってきております。長期的な目標については構成団体と共有しながら、課題と思われることに対しては、一年ごとに取り組むべき内容を

No.	ページ		項目	意 見	市の考え方
25	81- 87	第2編 第2章 2-4	認知症施策の推進	基本施策の計画(目標値)の決定根拠を教えてください。 基本施策2-4認知症施策の推進 「(3)②認知症初期集中支援チームによる取り組み」の《今後の 取り組みと目標》の「支援対応を終了した人のうち、医療・介護 サービスにつながった件数の割合」(P85)	国の認知症施策推進大綱が示す達成目標と合わせております。
26	81	第2編 第2章 2-4	認知症施策の推進	計画(2021)P85) ●認知症サポート事業所登録制度(前回計画(2021)P86)	前計画(第8期計画)では、施策を2か所に掲載していたものがありましたが、第9期計画では再掲項目を設けないこととし整理しました。これに伴い「認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成と活動支援」につきましては、第4章の基本施策4-I「高齢者を地域で支える仕組みの拡大」において同様の施策があることから、事業の内容等を踏まえ、第4章のみの記載としたものです。また、「認知症サポーター事業所登録制度」については、事業の内容等を踏まえ、第4章の基本施策4-I「高齢者を地域で支える仕組みの拡大」へ移動し掲載しております。
27		第2編 第2章 2-4	認知症施策の推進	認知症初期集中支援チーム 関係図 (P86) について 関係図の「高齢者相談センター」、「高齢者、家族等」、「・かかり つけ医・認知症疾患医療センター」の関連性が表示されていま せん。前回計画 (2021のP91) と同様に関連性を明記した方が 良い。  「高齢者相談センター」 「高齢者、家族等」 「受診」 ・かかりつけ医・認知症疾患医センター ・認知症疾患医センター ・認知症疾患医センター か。	前計画 (第8期計画) では「認知症初期集中支援チームによる支援の流れ」を記載しておりました。第9期計画では、支援チームの立ち位置と他者との関係性をより明確にすべく「チームの関係図」を掲載しました。

No.	ペーシ	,	項目	意 見	市の考え方
28	90	第2編章 2-6	高齢者の権利擁護	身よりがない人、もしくは頼れる親族のいな人が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるような支援が必要である。認知症などで判断力がなくなった人は成年後見制度の利用が可能だが、自分のことが決められる時から自分の死後のことまで決めて誰かに託しておくことが出来れば、自分のことが出来なくなっても安心して暮らすことができると思う。また、そうすることでケアマネージャーや相談機関、行政職員、医療機関職員なども、その人の意思を尊重した援助ができる。身よりがない人が必要とする具体的な支援内容は、以下の通りである。①安否確認や困り事相談②万が一入院してしまった場合、困りごとのお手伝い、入院費・家賃・公共料金等の支払い代行、入院中の買い物支援や入退院時・病状説明時の同行③緊急連絡先となって必要な対応をする④亡くなった時の葬儀や埋葬。自宅の処分本来、任意後見人が行うような支援内容だが、経済状況から任意後見の利用ができない人が多くいる。また、民間の身元保証会社には信用性が低いところもある。そのような人のために、意思決定できる段階から定額で行ってくれる支援体制を整えてほしい。「死んだら市の世話になる」という人の話をよく耳にするが、地域住民に向けては、元気な時から自分のことを人に託すということを普及啓発してほしい。	いただいたご意見の内容については、懸念される課題として今後一層増加していく傾向にあると認識しています。支援体制の整備は、即、解決できることではなく、様々な調整・準備が必要であると考えます。今後も研究してまいります。また、成年後見制度に関するご案内は、社会福祉協議会が運営する成年後見センターで、様々なご相談に対応をしておりますが、任意後見制度を含めた制度の更なる普及啓発についての取り組みも協議いたします。なお、現時点で、入院中の金銭管理に関すること等については、一定の要件を満たしたうえで、社会福祉協議会が実施している「福祉サービス利用援助事業」で対応可能な場合があります。
29	, <u> </u>		その他	根拠が示されていないため、この計画が適正かどうかの判断ができません。	やバランス等を考慮し、各施策の内容に対応させた簡潔な表現とするよう努めております。 なお、各施策の目標設定の経緯については計画書に記載しておりませんが、取り組み状況 については、毎年度評価を実施し、市ホームページに掲載しております。目標設定の根拠に つきましては、この評価の結果や国が示す計画の基本指針等を踏まえ、各施策の内容に応